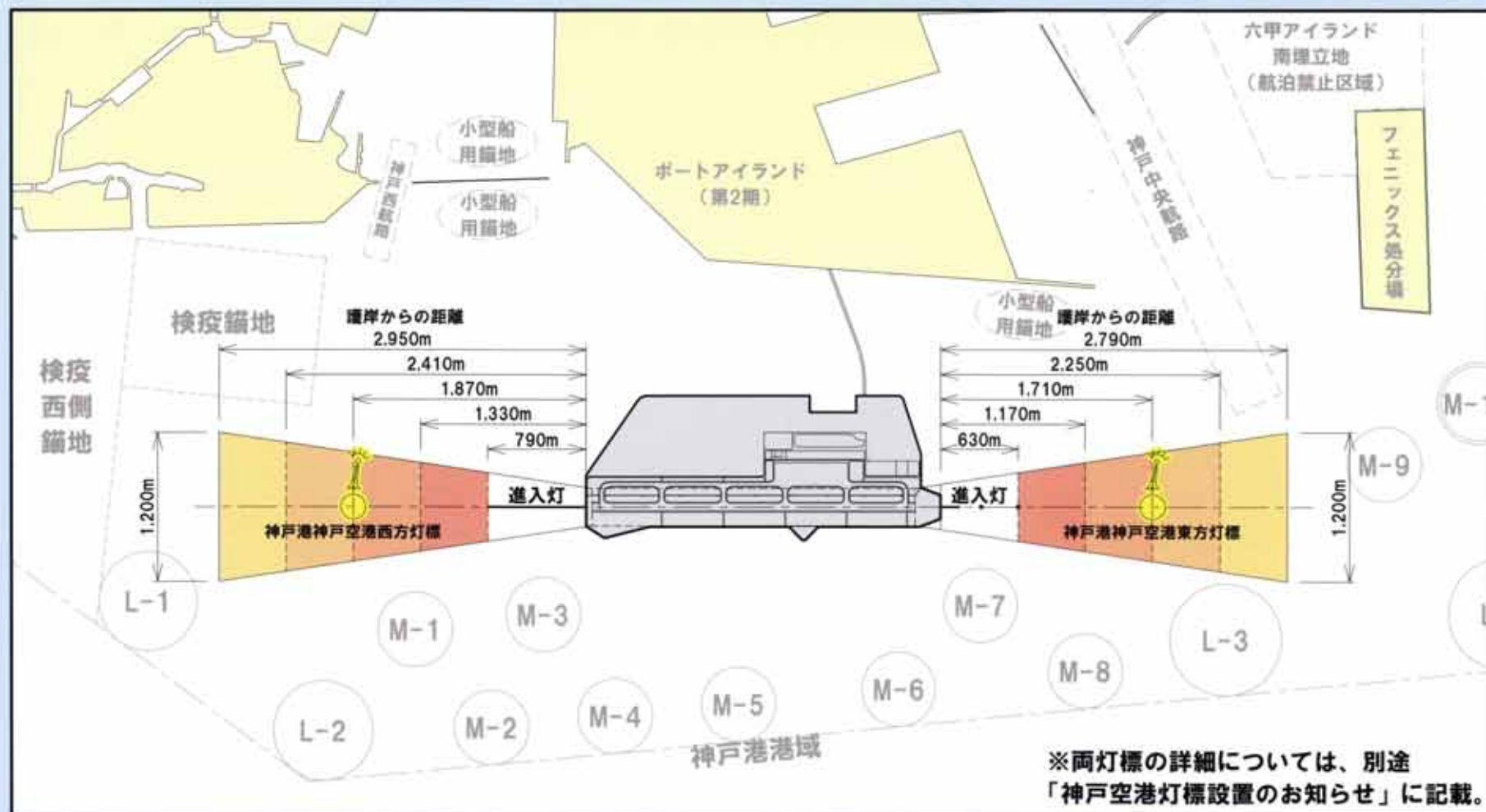


神戸空港周辺海域 航行船舶へのお知らせ

(平成17年9月1日)



神戸空港は、平成18年2月16日開港(予定)いたします。

空港島周辺海域には航空法に基づき航空機の安全な離発着に必要な制限表面が左図の通り設定されております。

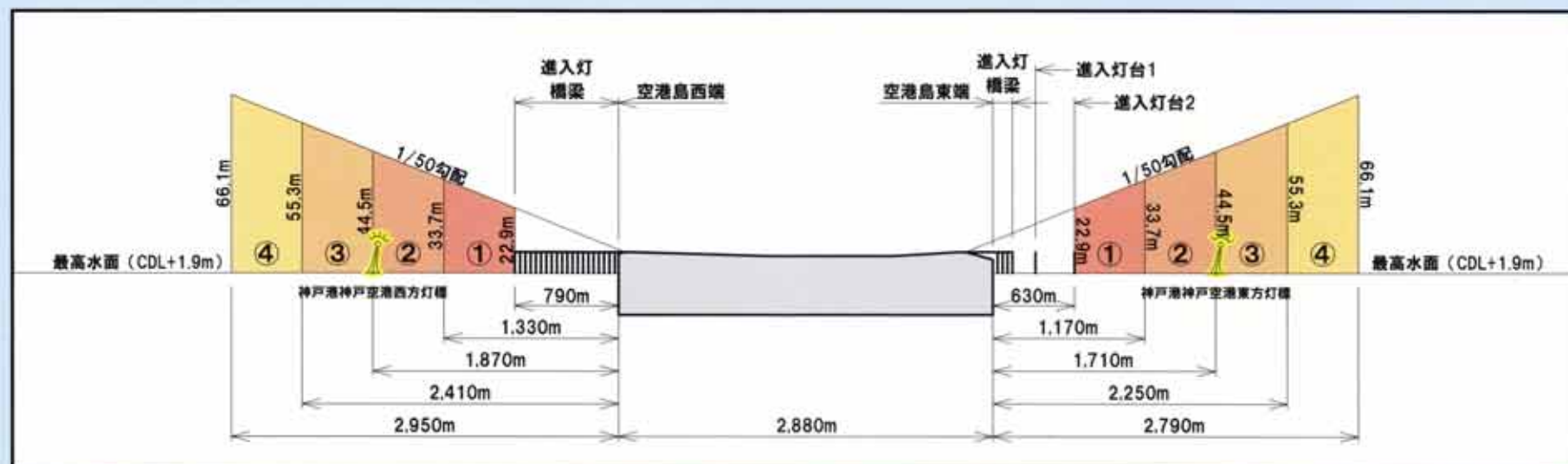
船舶はマストなどが制限表面から突出しないよう、安全な高さの確保できる海域において航行及び停泊するようご協力お願い致します。

航空法第49条の規定により、物件は進入表面を突出してはならないことになっております。

航空機の安全運航確保のため、空港島東側・西側海域を航行する船舶は、下記の通行区分と進入表面の高さの関係を目安に、船舶の構造物が進入表面高さを超えないように航行するようご協力お願いします。

マスト高	通航区分	船舶の目安※
22.9m未満	①, ②, ③, ④	200GT程度
33.7m未満	②, ③, ④	500GT程度
44.5m未満	③, ④	10,000GT程度
55.3m未満	④	50,000GT程度

※あくまで区分帯を航行できる船舶の目安であり、自船の高さを確認の上、航行して下さい。
 ※500t以上の船舶が入航又は出航しようとする時は、マストが進入表面に抵触することを避けるため、神戸港神戸空港東方灯標の東側及び神戸港神戸空港西方灯標の西側を航行するようにご協力お願いします。



問合せ先: 神戸市みなと総局空港整備室事業課
 《神戸市みなと総局神戸空港管理事務所
 神戸市みなと総局経営部海務課

TEL (078) 322-5039 (8月31日まで)
 TEL (078) 306-4195 (9月1日から)》
 TEL (078) 322-5665